

ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）への取り組み

次世代育成支援対策推進法に基づき「第3回一般事業主行動計画」を福島労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しています。

平成27年3月25日

福島信用金庫 行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1 女性の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性の育児休業を啓発する。

- <対策>
- ・ 出産予定者(妻の場合も含む)に対して保健師と人事研修課が連携して情報提供、制度の説明、相談に対応。育児休業の促進を図る。
 - ・ 男性も育児休業を取得しやすいように、短期間の育児休業者へ配慮した規程改正を行う。(27年度中)
 - ・ 長期休暇対応職員の配置、また、育休者へ職場復帰のための情報提供、研修により、育児休業を取得しやすい環境をつくる。(随時実施)

目標2 「ファミリーサポート休暇」、「誕生日休暇」の利用促進を図る。

<対策>次のようなことをパンフレットやウェブ上で紹介し、利用促進を図る。

「ファミリーサポート休暇」をPR

- ・ 入学・卒業式、参観日など子供の行事の参加のため。
- ・ 家族の出産、病気のための付添い。
- ・ 本人・家族の健康増進のための利用。

「誕生日休暇」の利用促進

パート職員へも対応

- ・ 「ファミリーサポート休暇」、「誕生日休暇」については、有給休暇の範囲内で準用できるものとする。

制度の利用促進により、有給休暇の取得率アップを図る。